

議案第1号

里庄町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

里庄町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年1月12日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年号外法第153号）が改正されたことに伴い、移動端末設備に記録された利用者証明用電子証明書にて多機能端末機での印鑑証明書の交付を行うことを可能とするため所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和6年1月 日公布
里庄町条例第 号

里庄町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

里庄町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和52年里庄町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第15条2項中「「個人番号カード」という。」の次に「又は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第35条の2第7項の規定により同条第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下この項において同じ。以下この項において「移動端末設備」という。」を、「個人番号カード」の次に「又は移動端末設備」を、「暗証番号（）」の次に「個人番号カードにおいては、」を、「暗証番号をいう」の次に「。移動端末設備については、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第59条の3第2項の規定により設定された暗証番号をいう」を加える。

附 則

この条例は、令和6年1月22日から施行する。